

○かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例施行規程

平成31年4月1日

管理規程第20号

改正 令和元年12月19日管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書から除く電磁的記録)

第2条 条例第2条第3号イに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

(1) 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録

(2) データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第4条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記第1号様式）によるものとする。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第4条 条例第5条第2項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものは、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）附則第1条第2項本文の規定による失効前の同法第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者であるという事実に係る個人情報とする。

(開示請求の方法)

第5条 開示請求は、開示請求をしようとする者が自己情報開示請求書（次条第1項に規定する自己情報開示請求書をいう。次項において同じ。）を実施機関に持参して提出することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報開示請求書を実施機関に持参して提出することにより開示請求を行うことができないと認められる場合にあつては、自己情報開示請求書を送付し、又は他の者に

持参させることにより行うことができる。

(自己情報開示請求書)

第6条 条例第14条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求書(別記第2号様式(特定個人情報にあっては、別記第2号の2様式))によるものとする。

2 条例第14条第1項第4号に規定する実施機関の定める事項は、開示請求をしようとする者が求める開示の方法等とする。

(開示請求時における本人等の確認に必要な書類等)

第7条 開示請求をしようとする者は、条例第14条第2項の規定により、自己情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された次の各号のいずれかに掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 個人番号カード

(4) その他これらに類するものとして広域連合企業長が認める書類

2 自己情報開示請求書を第5条第2項の規定により送付し、又は他の者に持参させることにより開示請求をする場合には、開示請求をしようとする者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類のいずれかを実施機関に提出すれば足りる。この場合において、開示請求を他の者に持参させることにより行おうとするときは、当該他の者は、開示請求をしようとする者に代わって自己情報開示請求書を持参した旨を証明する書類及び当該他の者が開示請求をしようとする者に代わって自己情報開示請求書を持参した者であることを証明する書類を提出しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) 開示請求をしようとする者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして広域連合企業長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第13条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、当該法定代理人の戸籍謄本(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)その他これに類するものとして広域連合企業長が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 条例第13条第2項の規定により本人の委任による代理人が特定個人情報の開示請求をする場合には、当該本人の委任による代理人は、次に掲げる書類その他これらに類するものとして広域連合企業長が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 本人の押印がある委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
- (2) 本人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (3) 本人の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（自己情報開示決定通知書等）

第8条 条例第19条第1項に規定する開示の実施に関し実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時及び場所（開示を写し等（文書又は図画の写し並びに電磁的記録を複写したもの及び用紙に出力したものをいう。以下同じ。）の交付の方法により実施する場合であって、当該交付を送付により実施するときを除く。）

(2) 開示の実施の方法

2 条例第19条第1項に規定する書面は、請求のあった個人情報の全部を開示する場合にあっては自己情報開示決定通知書（別記第3号様式）、請求のあった個人情報の一部を開示する場合にあっては自己情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

3 条例第19条第2項に規定する書面は、自己情報不開示決定通知書（別記第5号様式）とする。

（自己情報開示決定等期間延長通知書）

第9条 条例第20条第2項に規定する書面は、自己情報開示決定等期間延長通知書（別記第6号様式）とする。

（自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書）

第10条 条例第21条に規定する書面は、自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第7号様式）とする。

（自己情報開示請求に係る事案移送通知書）

第11条 条例第23条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書（別記第8号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第12条 条例第24条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る個人情報に含まれている当該広域連合企業団及び開示請求者以外のものに関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第24条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る個人情報に含まれている条例第24条第2項の規定による当該第三者の個人情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第24条第2項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書（別記第9号様式）とする。

4 条例第24条第3項に規定する書面は、個人情報の開示に係る通知書（別記第10号様式）とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第13条 条例第25条第1項及び第3項前段に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録

を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(公文書の開示)

第14条 公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 広域連合企業長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

(公文書の写し等の交付等)

第15条 条例第25条第1項の規定により個人情報記録された公文書の開示をその写し等の交付の方法により希望する者は、写し等の交付申請書(別記第11号様式)を実施機関に提出しなければならない。

2 個人情報記録された公文書の写し等を交付する場合の交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(公文書の開示の方法)

第16条 開示請求があった個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けた者は、条例第25条第3項の規定により写し等の送付を希望する場合以外の場合にあつては、当該通知に係る開示の日時及び場所に、当該通知に係る通知書を持参して開示を受けるものとする。

(開示の実施時における本人等の確認に必要な書類)

第17条 条例第25条第2項(条例第26条第3項において準用する場合を含む。)に規定する本人又はその法定代理人(特定個人情報にあつては、代理人)であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものは、第7条第1項各号のいずれかに掲げる書類及び同条第3項(特定個人情報にあつては、同項又は同条第4項)に掲げる書類とする。

(公文書の写し等の送付の申出等)

第18条 条例第25条第3項の規定により公文書の写し等の送付を希望する者は、第15条第1項に規定する写し等の交付申請書にその旨を記載することにより、実施機関に申し出なければならない。

2 条例第25条第3項後段の実施機関が定める者は、同項の規定により公文書の写し等の送付を希望するときにおける当該送付を希望する者の住所及び氏名が、条例第14条第1項の規定により提出した第6条第1項に規定する自己情報開示請求書に記載した住所及び氏名に変更がない者とする。

3 第1項の規定による申出に係る公文書の写し等の送付は、条例第25条第3項の規定により公文書の写し等の送付を希望するときにおける当該送付を希望する者の住所にするものとする。

(公文書の写し等の供与に要する費用等)

第19条 条例第25条第1項の規定により公文書の写し等の交付により個人情報の開示を受ける者は、あらかじめ、条例第27条本文の規定による当該写し等の供与に要する費用を納付しなければならない。

2 条例第27条本文の規定による当該写し等の供与に要する費用は、別表のとおりとする。

3 条例第25条第3項の規定により、同条第1項の規定による開示を写し等の交付により受ける者で、当該写し等の送付を希望するものは、あらかじめ、条例第27条本文の規定による費用のほか、当該写し等の送付に要する費用と同額の郵便切手又は広域連合企業長が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）を送付しなければならない。

4 広域連合企業長は、前項の規定により郵便切手に類する証票を定めたときは、これを告示するものとする。

(口頭による開示請求に係る告示)

第20条 広域連合企業長は、条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

(費用の全部又は一部を徴収しない場合における書類の提出の要求)

第21条 広域連合企業長は、条例第27条ただし書の規定により同条本文の規定による費用の全部又は一部を徴収しないこととする場合にあっては、当該費用を負担すべき者に対し、経済的困難その他特別の理由があることを証明する書類の提出を求めることができる。

(訂正請求の方法)

第22条 訂正請求は、訂正請求をしようとする者が自己情報訂正請求書（次条第1項に規定する自己情報訂正請求書をいう。次項において同じ。）を実施機関に持参して提出することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、訂正請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報訂正請求書を実施機関に持参して提出することにより訂正請求を行うことができないと認められる場合にあっては、自己情報訂正請求書を送付し、又は他の者に持参させることにより行うことができる。

(自己情報訂正請求書等)

第23条 条例第29条第1項に規定する書面は、自己情報訂正請求書(別記第12号様式(特定個人情報にあっては、別記第12号の2様式))によるものとする。

2 条例第29条第1項第5号に規定する実施機関の定める事項は、訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日とする。

3 広域連合企業長は、訂正請求に係る個人情報が開示決定に基づき開示を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、自己情報開示決定通知書、自己情報部分開示決定通知書又はその他広域連合企業長が適当と認めるものの提示を求めることができる。

(訂正請求時における本人等の確認に必要な書類等)

第24条 第7条の規定は、訂正請求について準用する。

(自己情報訂正決定通知書等)

第25条 条例第31条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正請求の趣旨のとおり訂正をするとき 自己情報訂正決定通知書(別記第13号様式)

(2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正請求の趣旨のとおり訂正をするとき 自己情報部分訂正決定通知書(別記第14号様式)

2 条例第31条第2項に規定する書面は、自己情報不訂正決定通知書(別記第15号様式)とする。

(自己情報訂正決定等期間延長通知書)

第26条 条例第32条第2項に規定する書面は、自己情報訂正決定等期間延長通知書(別記第16号様式)とする。

(自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書)

第27条 条例第33条に規定する書面は、自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書(別記第17号様式)とする。

(自己情報訂正請求に係る事案移送通知書)

第28条 条例第35条第1項に規定する書面は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書(別記第18号様式)とする。

(個人情報の提供先への通知書)

第29条 条例第36条に規定する書面は、個人情報の訂正実施通知書(別記第19号様式)とする。

(利用停止等請求の方法)

第30条 利用停止等請求は、利用停止等請求をしようとする者が自己情報利用停止等請求書(次条第1項に規定する自己情報利用停止等請求書をいう。次項において同じ。)を実施機関に持参して提出することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用停止等請求をしようとする者が、病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により、自己情報利用停止等請求書を実施機関に持参して提出することにより利用停止等請求を行うことができないと認められる場合にあつては、自己情報利用停止等請求書を送付し、又は他の者に持参させることにより行うことができる。

(自己情報利用停止等請求書)

第31条 条例第38条第1項に規定する書面は、自己情報利用停止等請求書(別記第20号様式(特定個人情報にあつては、別記第20号の2様式))とする。

2 条例第38条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、利用停止等請求に係る個人情報の開示を受けた日とする。

3 第23条第3項の規定は、利用停止等請求について準用する。

(利用停止等請求時における本人等の確認に必要な書類等)

第32条 第7条の規定は、利用停止等請求について準用する。

(自己情報利用停止等決定通知書)

第33条 条例第40条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 利用停止等請求に係る個人情報の全部を利用停止等請求の趣旨のとおり利用停止等をするとき 自己情報利用停止等決定通知書(別記第21号様式)

(2) 利用停止等請求に係る個人情報の一部を利用停止等請求の趣旨のとおり利用停止等をするとき 自己情報部分利用停止等決定通知書(別記第22号様式)

2 条例第40条第2項に規定する書面は、自己情報不利用停止等決定通知書(別記第23号様式)とする。

(自己情報利用停止等決定等期間延長通知書)

第34条 条例第41条第2項に規定する書面は、自己情報利用停止等決定等期間延長通知書(別記第24号様式)とする。

(自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書)

第35条 条例第42条に規定する書面は、自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書(別記第25号様式)とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第36条 条例第45条第3項の規定による通知は、諮問通知書(別記第26号様式)により行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月19日管理規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後のかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例施行規程の規定は平成31年4月1日から適用する。

別表(第19条第2項)

種別	規格	金額
複写機による単色刷り	A3判まで	1枚当たり 10円
複写機による多色刷り	A3判まで	1枚当たり 20円
CD-R	—	1枚当たり 40円
DVD-R	—	1枚当たり 50円

備考

- 1 用紙は、A3判を超える大きさのものである場合には、原則としてA3判以内の大きさに分割して複写したものを交付する。
- 2 両面刷りは2枚と換算する。

別記

第1号様式(第3条)

事務の名称	個人の類型	個人情報の記録項目		登録を主管する課		個人情報の 主な提供先	個人情報の 主な提供先	個人情報の 所管する課名
		要配慮個人情報	要配慮個人情報	個人情報の 処理形態	個人情報の 主な収集先			
事務の目的	個人情報を収集する理由	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った 事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導又は診療若しくは調 剤の事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある 個人情報として実施機関が定めるもの	電算処理の 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電算処理の 際のオンラ イン処理の 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他	備考
								備考
								備考
								備考
								備考

注 ■は当該事項に該当することを、□は当該事項に該当しないことを表す。

第2号様式（第6条）

自己情報開示請求書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示を請求します。

開示請求する自己の個人情報の内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。)
求める開示の方法等 (該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望する )

注

- 1 本人の委任による代理人が開示請求をすることはできません。
- 2 法定代理人として法人が開示請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 3 開示請求の際には、開示請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人が開示請求をする場合には、3の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

未成年者又は成年被後 見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（      年    月    日生）	
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

（職員記入欄）この欄には記載しないでください。

確認用書類（免許証等 番号）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（                      ）
担当課	電話番号（      ）      —
備考	

第2号の2様式（第6条）

自己情報開示請求書（特定個人情報用）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示を請求します。

開示請求する自己の個人情報の内容	(知りたいと思う事項の具体的な内容を記載してください。)
求める開示の方法等 (該当する□にレ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望する )

注

- 1 代理人として法人が開示請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 2 開示請求の際には、開示請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示請求をする場合には、2の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、2の書類のほかに、次の①から③までの書類等本人の委任による代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- ① 本人の押印がある委任状
- ② 本人を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ③ 本人の住民票の写し

代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <span style="float: right;"> <input type="checkbox"/>未成年者（      年    月    日生）  <input type="checkbox"/>成年被後見人         </span>	
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

（職員記入欄）この欄には記載しないでください。

確認用書類（免許証等 番号）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（                      ）
担当課	電話番号（      ）      —
備考	

第3号様式（第8条第2項）

自己情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名			
開示を実施する日時及び 場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
	場所		
開示の実施の方法			
担当課	電話番号（ ） —		
備考			

注

- 1 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、指定された開示の日時に来団することができないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける際には、この通知書及び開示請求者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 3 個人情報の開示を写し等の送付により受ける場合、この通知書及び写し等の交付申請書並びに写し等の作成に要する費用及び写し等の送付に要する費用と同額の郵便切手等を送付してください。

第4号様式（第8条第2項）

自己情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
開示しない部分及び開示 しない理由		
開示しない部分について、 その理由が消滅する期日	年 月 日	
開示を実施する日時及び 場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
開示の実施の方法		
担当課	電話番号（ ） —	
備考		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます(なお、

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 注

- 1 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける場合、指定された開示の日時に来団することができないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 2 個人情報の開示を個人情報窓口で受ける際には、この通知書及び開示請求者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 3 個人情報の開示を写し等の送付により受ける場合、この通知書及び写し等の交付申請書並びに写し等の作成に要する費用及び写し等の送付に要する費用と同額の郵便切手等を送付してください。
- 4 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

第5号様式（第8条第3項）

自己情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名 又は内容	
開示しない理由	
開示しない理由が消滅す る期日	年 月 日
担当課	電話番号（ ） —
備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はか

ずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求をしてください。

第6号様式（第9条）

自己情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名 又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

第7号様式（第10条）

自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、次のとおりかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第21条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る個人情報を記録する公文書の件名又は内容	
開示請求に係る個人情報を記録する公文書のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報を記録する公文書のうち上記期間内に開示決定等をする相当の部分	
残りの個人情報を記録する公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
本条を適用する理由	
担当課	電話番号（ ） —
備考	

第8号様式（第11条）

自己情報開示請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの開示請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送した事案に係る個人情報 情報を記録する公文書の 件名又は内容	
移送をした実施機関及び 担当課	電話番号（ ） —
移送を受けた実施機関及 び担当課	電話番号（ ） —
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 本件開示請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第9号様式（第12条第3項）

意見書提出に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第14条第1項の規定により、 に関  
する個人情報について開示請求がありました。この個人情報を開示することについて、同条例第24  
条第2項の規定により、意見書を提出することができますので次のとおり通知します。

については、意見書を提出される場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により 年  
月 日までに提出してください。

開示請求に係る個人情報 が記録されている公文書 の件名	
開示請求に係る個人情報 に含まれている に関する情報の 内容	
開示請求があった日	年 月 日
条例第24条第2項各号 の規定の適用の区分及び 当該規定を適用する理由	
意見書の提出先	電話番号（ ） —
備考	

別紙

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者氏名〕

担当者名

〔法人その他の団体の場合に記載してください。〕

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

開示決定に対する反対意見の有無	有	無
意見	開示決定に反対する理由等（開示されると支障を生ずる部分及びその理由）	

第10号様式(第12条第4項)

個人情報の開示に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの に関する情報が記録されている個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定したので、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例 第24条第3項 第46条において準用する同条例第24条第3項 の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示される個人情報に含まれている に関する情報の内容	
開示決定に係る年月日等	年 月 日付け 第 号
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話番号 ( ) —
備考	

教示

- 1 この通知に係る決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算

して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この通知に係る決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式 (第15条第1項)

写し等の交付申請書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった個人情報について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり写し等の交付を申請します。

個人情報が記録されている公文書の件名	写し等の内容	数量	備考
		金額	
		円	
		円	
		円	
合計		円	

送付による交付を希望する。

注

- 1 「個人情報が記録されている公文書の件名」欄には、写し等の交付を希望する公文書の件名を

記入してください。

- 2 「写し等の内容」欄には、A4判用紙（単色）、CD-R等の種別を記入してください。
- 3 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）の開示を受ける場合で、経済的困難その他特別の理由があるために写し等の供与に要する費用の全部又は一部を徴収しないことを希望するときは、「備考」欄にその理由を記載するとともに、その理由があることを証明する書面を添付してください。
- 4 送付による交付を希望する場合には、□にレ印を付けてください。

第12号様式(第23条第1項)

自己情報訂正請求書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で開示を受けた自己の個人情報について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
訂正請求の 趣旨	訂正前	
	訂正後	
訂正請求の理由		

注

- 1 本人の委任による代理人が訂正請求をすることはできません。
- 2 法定代理人として法人が訂正請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 3 訂正請求の際には、訂正請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 4 訂正請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 5 法定代理人が訂正請求をする場合には、3の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- 6 訂正請求の際には、訂正請求をする訂正の内容が事実と合致していることを明らかにする書類等を提出し、又は提示してください。

法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（      年      月      日生）	
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

（職員記入欄）この欄には記載しないでください。

確認用書類（免許証等番号）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（                      ）
担当課	電話番号（      ）      —
備考	

第12号の2様式(第23条第1項)

自己情報訂正請求書(特定個人情報用)

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で開示を受けた自己の個人情報について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
訂正請求の 趣旨	訂正前	
	訂正後	
訂正請求の理由		

注

- 1 代理人として法人が訂正請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 2 訂正請求の際には、訂正請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を提出し、又は提示してください。
- 3 訂正請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 4 法定代理人が訂正請求をする場合には、2の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 5 本人の委任による代理人が訂正請求をする場合には、2の書類のほかに、次の①から③までの

書類等本人の委任による代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- ① 本人の押印がある委任状
  - ② 本人を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
  - ③ 本人の住民票の写し
- 6 訂正請求の際には、訂正請求をする訂正の内容が事実と合致していることを明らかにする書類等を提出し、又は提示してください。

代理人が本人に代わって訂正請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <span style="float: right;"> <input type="checkbox"/>未成年者（      年    月    日生）  <input type="checkbox"/>成年被後見人                 </span>	
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

（職員記入欄）この欄には記載しないでください。

確認用書類（免許証等番号）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（                      ）
担当課	電話番号（      ）      —
備考	

第13号様式(第25条第1項第1号)

自己情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり全部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
訂正内容	訂正前	
	訂正後	
担当課		電話番号 ( ) —

第14号様式(第25条第1項第2号)

自己情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり一部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
訂正請求の 趣旨	訂正前	
	訂正後	
訂正内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしない部分		
訂正をしない理由		
担当課		電話番号 ( ) —

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かず

さ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式(第25条第2項)

自己情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名		
訂正請求の 趣旨	訂正前	
	訂正後	
訂正をしない理由		
担当課		電話番号( ) —

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として(訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この

決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式(第26条)

自己情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
担当課	電話番号 ( ) —
備考	

第17号様式(第27条)

自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、次のとおりかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第33条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る個人情報 を記録する公文書の件名	
本条適用前の訂正決定等 をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
本条適用後の訂正決定等 をする期限	年 月 日
本条を適用する理由	
担当課	電話番号 ( ) —
備考	

第18号様式(第28条)

自己情報訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの訂正請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送した事案に係る個人情報 を記録する公文書の 件名	
移送をした実施機関及び 担当課	電話番号( ) —
移送を受けた実施機関及 び担当課	電話番号( ) —
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 本件訂正請求に対する決定等については、移送を受けた実施機関において行うこととなります。

第19号様式(第29条)

個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けで から に提供した個人情報について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第30条の規定により次のとおり訂正したので、同条例第36条の規定により通知します。

個人情報を提供した実施 機関及び担当課		
提供した個人情報を記録 する公文書の件名		
訂正内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の実施をした日	年 月 日	
備考		

第20号様式（第31条第1項）

自己情報利用停止等請求書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で開示を受けた自己の個人情報について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る個人情報 を記録する公文書の 件名	
利用停止等請求に係る個人情報 の内容	(利用停止等請求に係る個人情報の具体的な内容を記載してください。)
利用停止等請求の趣旨	
利用停止等請求の理由	

注

- 1 本人の委任による代理人が利用停止等請求をすることはできません。
- 2 法定代理人として法人が利用停止等請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 3 利用停止等請求の際には、利用停止等請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 4 利用停止等請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。

- 5 法定代理人が利用停止等請求をする場合には、3の書類のほかに、戸籍謄本等法定代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。
- 6 利用停止等請求の際には、利用停止等請求をする趣旨及び理由を明らかにする書類等を提出し、又は提示してください。

法定代理人が本人に代わって利用停止等請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（      年    月    日生）	
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

（職員記入欄）この欄には記載しないでください。

確認用書類（免許証等番号）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（                      ）
担当課	電話番号（      ）      —
備考	

第20号の2様式（第31条第1項）

自己情報利用停止等請求書（特定個人情報用）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で開示を受けた自己の個人情報について、かずさ水道広域連合企業団  
個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
利用停止等請求に係る個人情報の内容	(利用停止等請求に係る個人情報の具体的な内容を記載してください。)
利用停止等請求の趣旨	
利用停止等請求の理由	

注

- 1 代理人として法人が利用停止等請求をする場合には、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び担当者の連絡先電話番号を記載してください。
- 2 利用停止等請求の際には、利用停止等請求をしようとする者であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
- 3 利用停止等請求の際には、自己情報開示決定通知書又は自己情報部分開示決定通知書を提示してください。
- 4 法定代理人が利用停止等請求をする場合には、2の書類のほか、戸籍謄本等法定代理人の資

格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

5 本人の委任による代理人が利用停止等請求をする場合には、2の書類のほかに、次の①から③までの書類等本人の委任による代理人の資格を確認するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- ① 本人の押印がある委任状
- ② 本人を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ③ 本人の住民票の写し

6 利用停止等請求の際には、利用停止等請求をする趣旨及び理由を明らかにする書類等を提出し、又は提示してください。

代理人が本人に代わって利用停止等請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <span style="float: right;">( <input type="checkbox"/>未成年者 (      年    月    日生 )  <input type="checkbox"/>成年被後見人 )</span>	
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	

(職員記入欄) この欄には記載しないでください。

確認用書類 (免許証等番号)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 (                      )
担当課	電話番号 (      )      —
備考	

第21号様式(第33条第1項第1号)

自己情報利用停止等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの利用停止等請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護  
条例第40条第1項の規定により、次のとおり全部の利用停止等を行うことを決定したので通知しま  
す。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
利用停止等を行う個人情報の内容	
利用停止等を行う理由	
担当課	電話番号( ) —

第22号様式(第33条第1項第2号)

自己情報部分利用停止等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの利用停止等請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護  
条例第40条第1項の規定により、次のとおり一部の利用停止等をすることを決定したので通知しま  
す。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
利用停止等をする個人情報の内容	
利用停止等をする理由	
利用停止等をしていない個人情報の内容	
利用停止等をしていない理由	
担当課	電話番号( ) —

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日

から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として（訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第23号様式(第33条第2項)

自己情報不利用停止等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの利用停止等請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護  
条例第40条第2項の規定により、次のとおり利用停止等をしないことを決定したので通知します。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
利用停止等請求に係る個人情報の内容	
利用停止等をしない理由	
担当課	電話番号( ) —

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、かずさ水道広域連合企業団を被告として(訴訟においてかずさ水道広域連合企業団を代表する者はかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することがで

きます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式(第34条)

自己情報利用停止等決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの利用停止等請求について、かずさ水道広域連合企業団個人情報保護  
条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止等請求に係る個人情報を記録する公文書の件名	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間を延長する理由	
担当課	電話番号 ( ) —
備考	

第25号様式(第35条)

自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

年 月 日付けの利用停止等請求について、次のとおりかずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第42条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止等請求に係る個人情報 を記録する公文書の 件名	
本条適用前の利用停止等 決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
本条適用後の利用停止等 決定等をする期限	年 月 日
本条を適用する理由	
担当課	電話番号 ( ) —
備考	

第26号様式(第36条)

諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第45条第1項の規定により、次のとおりかずさ水道  
広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第3項の規定により通知します。

審査請求に 係る決定等	年月日等	年 月 日付け 第 号
	公文書の件 名又は内容	
審査請求の内容(諮問に係 る部分)		
審査請求があった日		年 月 日
諮問した日		年 月 日
担当課		電話番号( ) —
備考		